



最新マンスリーecoニュース&トピックス

・最近のニュース

環境省、「水銀に関する水俣条約第1回締約国会議」の結果を公表 2017.10.02/環境省

環境省は、9月24日(日)から29日(金)までスイス・ジュネーブにおいて開催された「水銀に関する水俣条約第1回締約国会議」について、結果を公表した。会議には約150か国から約1200名が参加し、事務局の組織体制等の運営に関する事項、実施状況の報告等の技術的事項等が議論されたほか、閣僚級会合が開催された。次回第2回締約国会議は、2018年11月にスイス・ジュネーブにて開催される予定。

環境法改正情報

■労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

2017.08.03

国内外の研究機関によって新たに許容濃度等が定められた化学物質について、労働者の危険又は健康障害の防止を徹底する必要があることから、一定の有害性が明らかになった10物質を追加するとともに、非晶質シリカを除外することとし、安衛令の一部を改正することとした。また、名称等の表示、又は通知並びにリスクアセスメントが義務付けられた。



エコビズ/エコライフ

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

平成25年10月、熊本・水俣で我が国を議長国として開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約(以下「水俣条約」)が採択されました。この水俣条約は、水俣病の重要な教訓も踏まえ、世界から水銀による被害をなくしていくため、水銀の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀の掘採(採掘及び試掘)から貿易、使用、排出、放出、廃棄等に至るライフサイクル全体を包括的に規制するものです。

【水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要】

- (1)水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する
- (2)水銀鉱の掘採を禁止する
- (3)特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる
- (4)特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する
- (5)水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する
- (6)水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める
- (7)水銀含有再生資源(条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。)の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める
- (8)その他罰則等所要の整備を行う

罰則と判例

産廃417トン不法投棄の容疑で5人逮捕

2017.09.29/産経ニュース
残土処分場に産業廃棄物を不法投棄したとして、神奈川県警生活経済課と大和署は28日、横浜市の産廃処理会社等男5人を、産業廃棄物処理法違反(不法投棄)容疑で逮捕した。押収した資料では、砕いた産廃を「再生砂」と称し、14年1月~16年6月に約7000回、計約6万5000トンを不法投棄したとみられる。

営業に役立つ
環境用語と豆知識

【水銀】 元素記号Hgで表わされる金属元素。有機水銀を用いたマキユロクロム液は赤チン名で殺菌・消毒剤として販売されていたが、1973年以降の日本においては製造されていない。



臨時のゴミ(粗大ゴミ)

Try for tomorrow
「明日の地球の為に、
今できること」



机や椅子1台の回収から、事務所移転に伴う大量な廃棄物の処理・運搬まで対応致します。場合によっては不用品を一部買い取りする事も出来ますので、廃棄経費の削減につながります。また、賞味期限の切れた廃食品や飲料物の処理、イベント開催に伴って発生するディスプレイ品や生ゴミ等の処理も対応いたします。

お問合せはこちら⇒0120-42-8081